

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

第 2 5 回 本 部 会 議

日時：令和2年11月7日（土）

場所：本庁3階テレビ会議室等

1 開 会

2 議 事

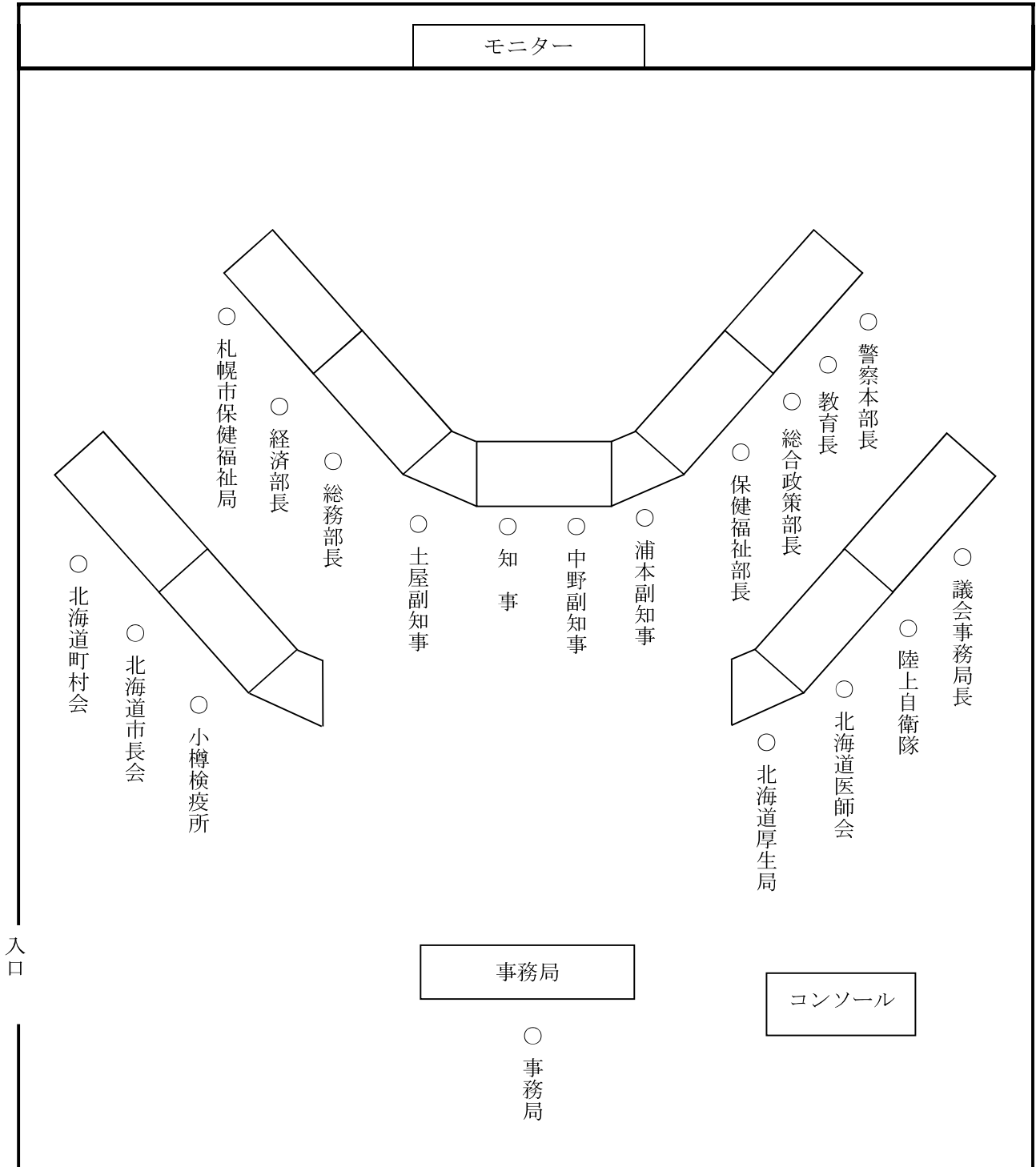
「警戒ステージ3」への移行等について（協議事項）

3 閉 会

資料1-1	「警戒ステージ3」への移行について（案）
資料1-2	すすきの地区の感染状況について
資料2	「警戒ステージ3」における感染拡大防止に向けた施策について（案）
資料3	警戒ステージ3への移行及び対策（道案）に対する主な意見
参考資料	新型コロナウイルス感染症について

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 配席図

〔本庁3階テレビ会議室〕
令和2年(2020年)11月7日(土)



第25回 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議出席者名簿

日時: 令和2年11月7日(土)

場所: 本庁3階 テレビ会議室

(本部員)

所 属	職 名	氏 名
北海道(本部長) (副本部長) (副本部長) (副本部長)	知 事	鈴木直道
	副 知 事	浦本元人
	副 知 事	土屋俊亮
	副 知 事	中野祐介
総務部	部 長	平野正明
	職 員 監	松浦英則
総合政策部	危 機 管 理 監	野村聡史
	部 長	倉本博一
	知 事 室 長	濱坂真一
	地 域 振 興 監	佐々木徹雄
環境生活部	交 通 政 策 局 次 長	中島竜
	部 長	築地原康志
	東 京 オ リ ン ピ ッ ク 連 携 推 進 監	阪正寛
保健福祉部(総合調整員)	ア イ ヌ 政 策 推 進 局 ア イ ヌ 政 策 課	森田和寿
	部 長	三瓶徹一
経済部	少 子 高 齢 化 対 策 監	京谷栄
	部 長	山岡庸隆
	観 光 振 興 監	大谷内俊則
農政部	食 産 業 振 興 監	中島和彦
	次 長	宮田大
水産林務部	食 の 安 全 推 進 監	佐藤卓也
建設部	部 長	小林敏克
	建 築 企 画 監	長浜光弘
出納局	会 計 管 理 者	三井真
企業局	北 海 道 公 営 企 業 管 理 者	佐々木誠也
道立病院局	病 院 事 業 管 理 者	鈴木信寛
議会事務局	局 長	近藤晃司
北海道教育委員会	教 育 長	小玉俊宏
北海道警察本部	本 部 長	小島裕史

(地方本部)

所 属	職 名	氏 名
空知総合振興局	局 長	高野瑞洋
石狩振興局	局 長	佐藤藤則
後志総合振興局	局 長	北谷啓幸
胆振総合振興局	局 長	花岡祐志
日高振興局	局 長	北村英則
渡島総合振興局	副 局 長	蝦名亙
檜山振興局	局 長	永山秀明
上川総合振興局	副 局 長	田辺きよみ
留萌振興局	局 長	宇野稔弘
宗谷総合振興局	局 長	竹花賢一
オホーツク総合振興局	局 長	橋本智史
十勝総合振興局	局 長	水戸部裕
釧路総合振興局	局 長	山口修司
根室振興局	局 長	遠藤俊充
東京事務所	所 長	森隆司

(オブザーバー)

所 属	職 名	氏 名
厚生労働省北海道厚生局	総 務 課 長 補	佐井眞人
陸上自衛隊北部方面總監部	防 衛 部 長	貴島康二
小樽検疫所	次 長	伊高浩和
札幌市保健福祉局 保健所	感 染 症 対 策 部 長	山口亮
旭川市保健所	地 域 保 健 担 当 部 長	川邊仁
一般社団法人北海道医師会	事 業 第 三 課 長	小林淳子
北海道市長会	参 事	篠崎敏則
北海道町村会	政 務 部 長	熊谷裕志

「警戒ステージ3」への移行について (案)

【令和2年11月7日】

	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染状況		
	病床全体	うち重症者 用病床	療養者数	検査 陽性率	新規 感染者数	先週1週間 との比較	感染経路 不明割合
11/6	314床	10床	増加	増加	626 人/週	増加	53.7%
11/5	285床	9床	増加	増加	580 人/週	増加	52.2%
ステージ3 基準	250床	25床	増加	増加	133 人/週	増加	50%

11月7日をもって、「ステージ3」へ移行

【判断の根拠】
別添のとおり

【ステージ3の基本認識】

ステージ3は、集団感染が数多く発生するなど感染者がさらに増加している状況であり、社会経済活動への影響を考慮しながら、感染状況に応じて徹底した感染防止対策を講じることにより、感染拡大の抑え込みを図る重要なステージ

【感染状況等を踏まえた施策の考え方】

全道域での危機感や感染防止意識をより一層高めつつ、感染状況に応じて、地域や業態を限定しながら、道民等に対して特措法に基づく更なる協力要請を行うとともに、普及啓発等の感染拡大防止対策の一段の強化を実施

判断の根拠について

10月28日の警戒ステージのステージ2への引き上げ以降も、連日50名以上の新規感染者が発生し、11月2日には96名と都道府県の中でも最多となり、11月5日には119名と過去最多を更新した。

入院患者数については、10月4日に100名を超えてから10月27日に151名となるまでに23日間かかっていたが、その後7日間で200名を超え、その後、2日間でステージ3の基準を超える285名となった。さらに翌11月6日には314名になるなど、増加の速度が急激となっている。

年代別割合では、30代以下が半数以上を占め、若い世代を中心に感染が拡大するとともに、高齢者の実数も増加するなど、世代を問わず感染の広がりが見られる。

地域の感染状況は、ステージ2に移行した10月28日以降も、空知、石狩、胆振、上川振興局管内で集団感染が新たに発生するなど、引き続き、全道域での感染拡大が継続している。

感染者の行動履歴では、道外との往来、会食や会合などへの参加、職場内や家庭内での接触など、幅広い場面での「マスクをしていない」、「人と人との距離が近い」といった感染リスクが高くなる行動事例が見られ、また、接待を伴う飲食店等をはじめ、学校、職場、福祉施設などでの集団感染が確認されている。

11月6日現在、重症者用病床数は超えていないものの、ステージ3への移行の7つの指標のうち、6つの指標で基準を超えており、新規感染者数の著しい増加が続き、世代間や地域での感染の広がりが見られる中、入院患者数の急増による医療提供体制への負荷が急速に増していること等を総合的に勘案し、ステージ3への移行が必要であると判断する。

2

最近の感染状況について

1. 警戒ステージに掲げる指標について

【医療提供体制等の負荷(指標①)】

11月6日時点の入院患者数は314名、うち重症者は10名であり、病床は「ステージ3」の指標(250床)を超えている。

療養者数は、入院患者314名と宿泊療養者399名の計713名であり、前の一週間と比べて1.7倍と急増している。

【監視体制(指標②)】

直近1週間(10月31日～11月6日)の検査数は8,750件、陽性率は7.2%となり、検査数、陽性率ともに増加傾向にある。

【感染状況(指標③)】

直近1週間の新規感染者数は626名であり、ステージ3の指標(133名)を大きく超えて、前の一週間の感染者と比べて増加傾向にある。リンクなしの感染者数割合の直近1週間平均は53.7%であり、「ステージ3」の指標(50%)を超えている。

3

最近の感染状況について

2. その他の数値、データについて

【感染者の年代別割合】

30代以下が半数以上を占め、若い世代を中心に感染が拡大するとともに、徐々に40代以上の割合も増え、高齢者の感染者数も増加するなど、世代を問わず感染の広がりが見られる。

【療養者の状況(入院と宿泊療養)】

入院は314名、宿泊療養は399名で療養者総数は713名となっている。重症者は10名となっており、これを除く、無症状、軽症、中等症の患者は703名となっている。

【感染者の行動履歴】

感染者の主な行動履歴を見ると、道外との往来、会食や会合などへの参加、職場内や家庭内での接触といった幅広い事例が見られる。

【集団感染の発生事例】

接待を伴う飲食店等、学校、職場、福祉施設などにおいて、10月以降の約1ヶ月で43件の集団感染が確認され、それまでの8ヶ月間を上回る数の集団感染が発生している。

【地域別の感染状況】

地域の感染状況は、都市部を含む石狩振興局管内の感染者数が約8割と多数を占めており、特に、札幌市保健所管内での感染者の増加が顕著となっている。

10月28日以降も空知、石狩、胆振、上川振興局管内で集団感染が新たに発生するなど、引き続き、全道域での感染が見られる。

4

札幌市における感染状況について

【全道の中での札幌市の状況】

札幌市では10月28日の警戒ステージのステージ2への引き上げ以降、連日50名以上の新規感染者が発生し、11月5日には、過去最多となる93名の感染者が確認され、10月22日からの2週間で124名/週から425名/週へと急増している。また、直近の一週間でも全道の新規感染者数の7割を札幌市が占め、北海道の新規感染者数が過去最多となった11月5日の119名の約8割も札幌市で発生している。

人口10万人当たりの感染者も直近一週間では23.93と、他の政令指定都市と比較しても極めて高い数値となっており、札幌市以外の全道の感染者と比較して5倍を超える数値となっている。

また、札幌市内における集団感染は、10月からの約1ヶ月間で29件発生しており、全道の67%を占める。そのうち、接待を伴う飲食店等については全道の8割の20件が札幌市内で発生し、9月までの件数を上回るスピードで拡大している。

【すすきの地区における感染状況】

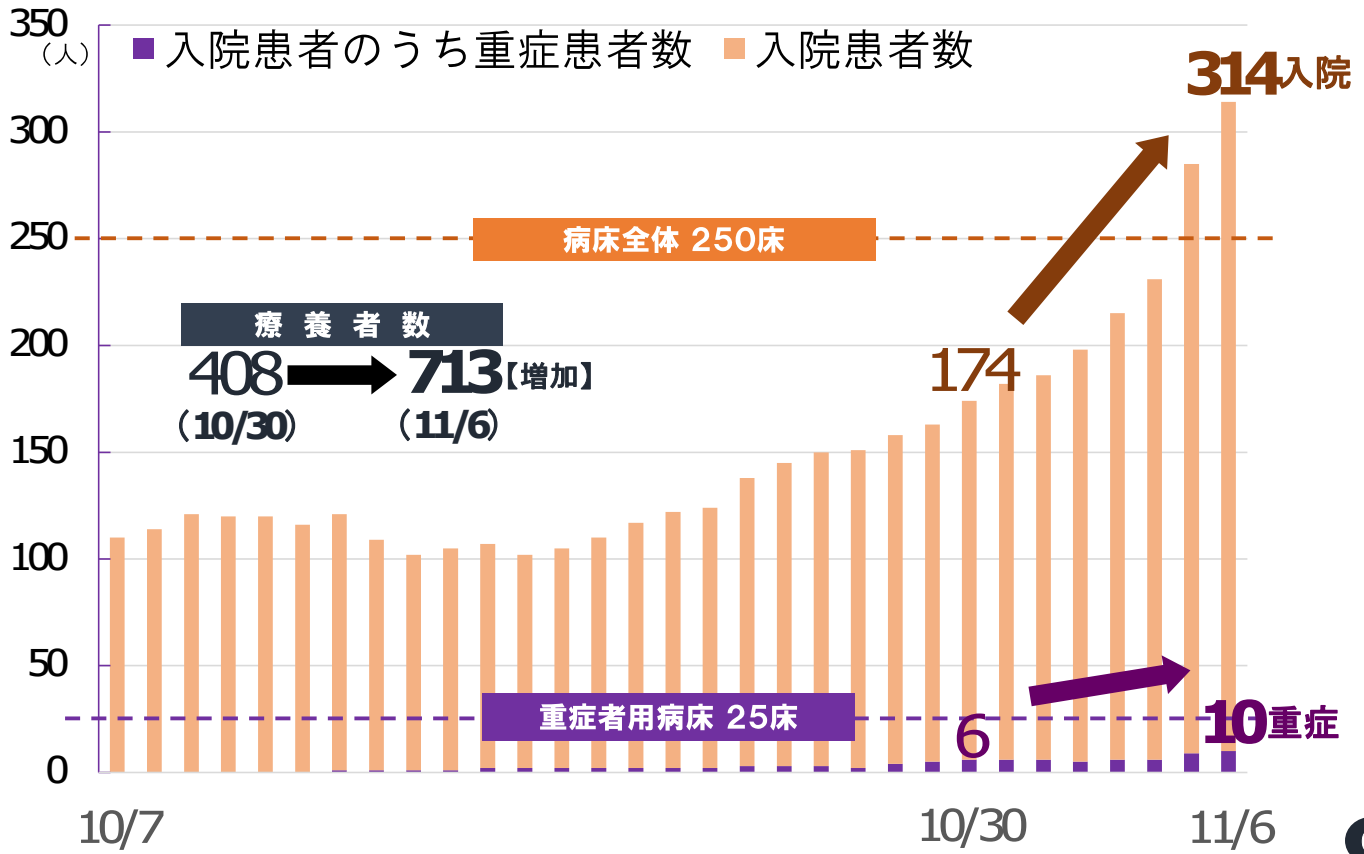
特に、すすきの地区においては、10月に入り、接待を伴う飲食店の集団感染事例が増加し、若い世代の方が酒類提供を行う料理店(居酒屋等)を利用した例も確認され、様々な業態の飲食店に感染が広がる恐れがある。さらに、こうした飲食店等の従業員や利用者・その濃厚接触者から、福祉施設や病院などに伝播することで、重症化しやすい方々に感染が更に広がる恐れがある。

【道内における札幌市の位置付け】

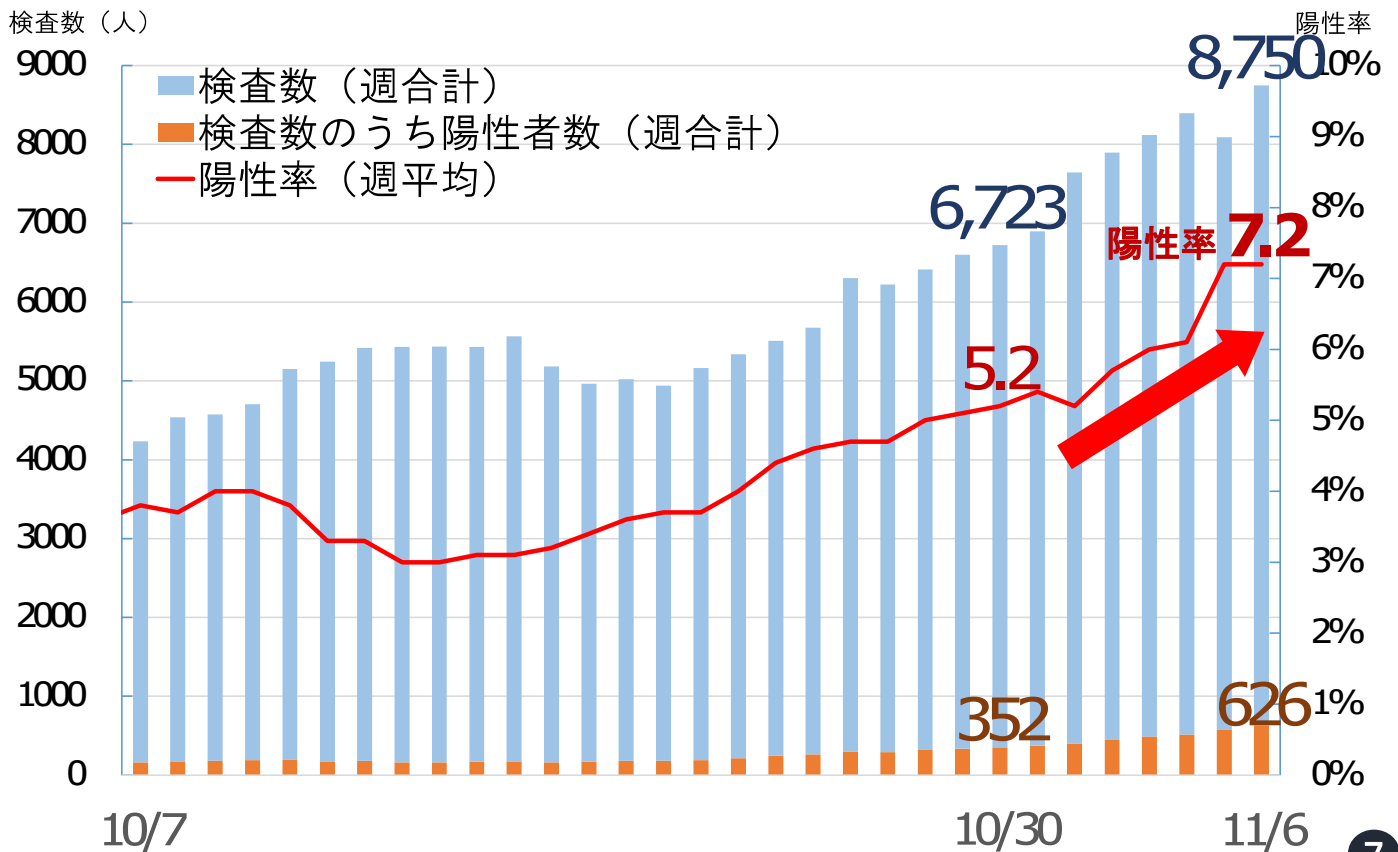
札幌市は全道の人口の3分の1を占め、都市機能が集積するなど、人の往来が活発な地域であり、札幌市内での感染拡大は、全道の感染拡大につながる恐れがある。

5

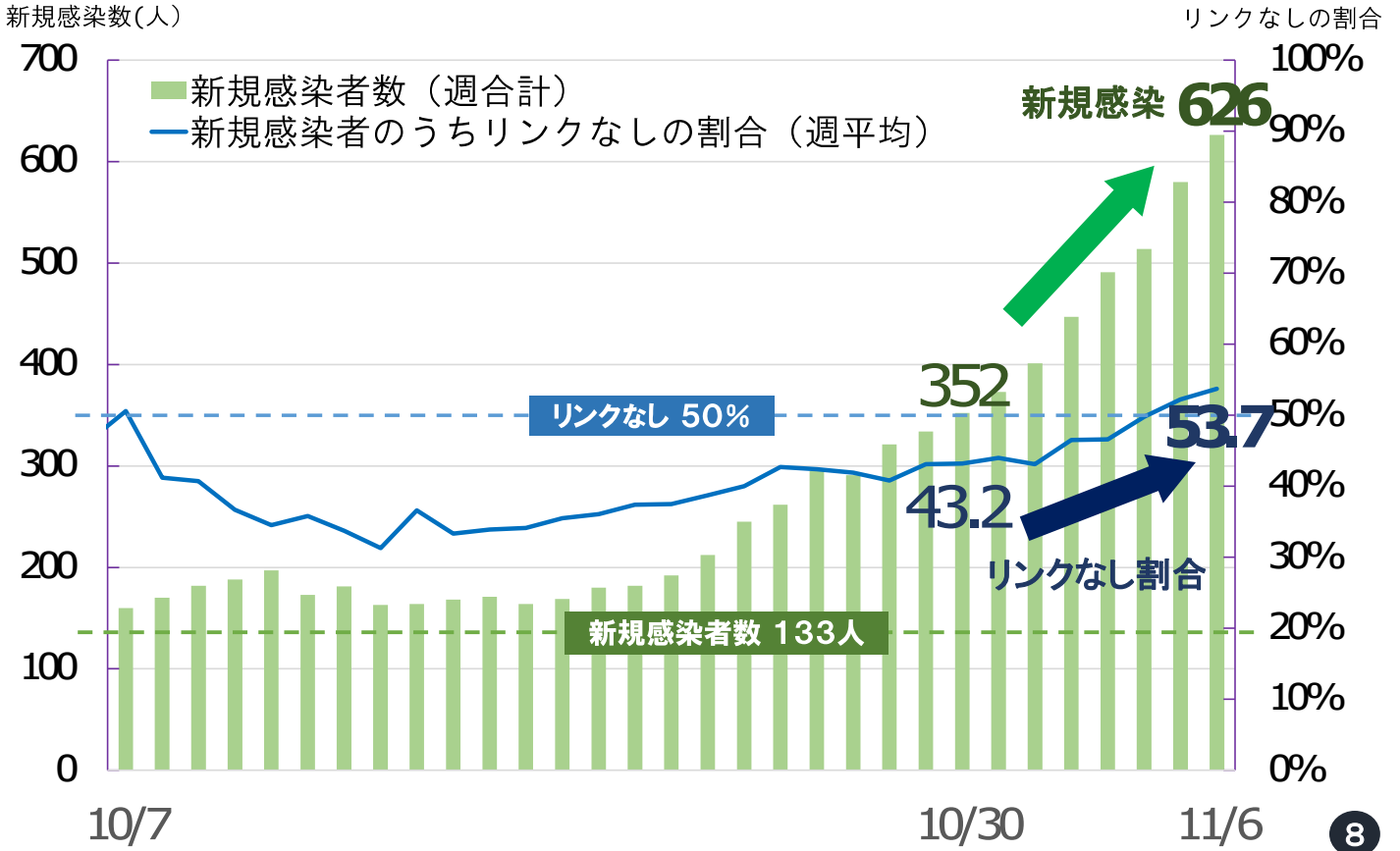
医療提供体制等の負荷(指標①)



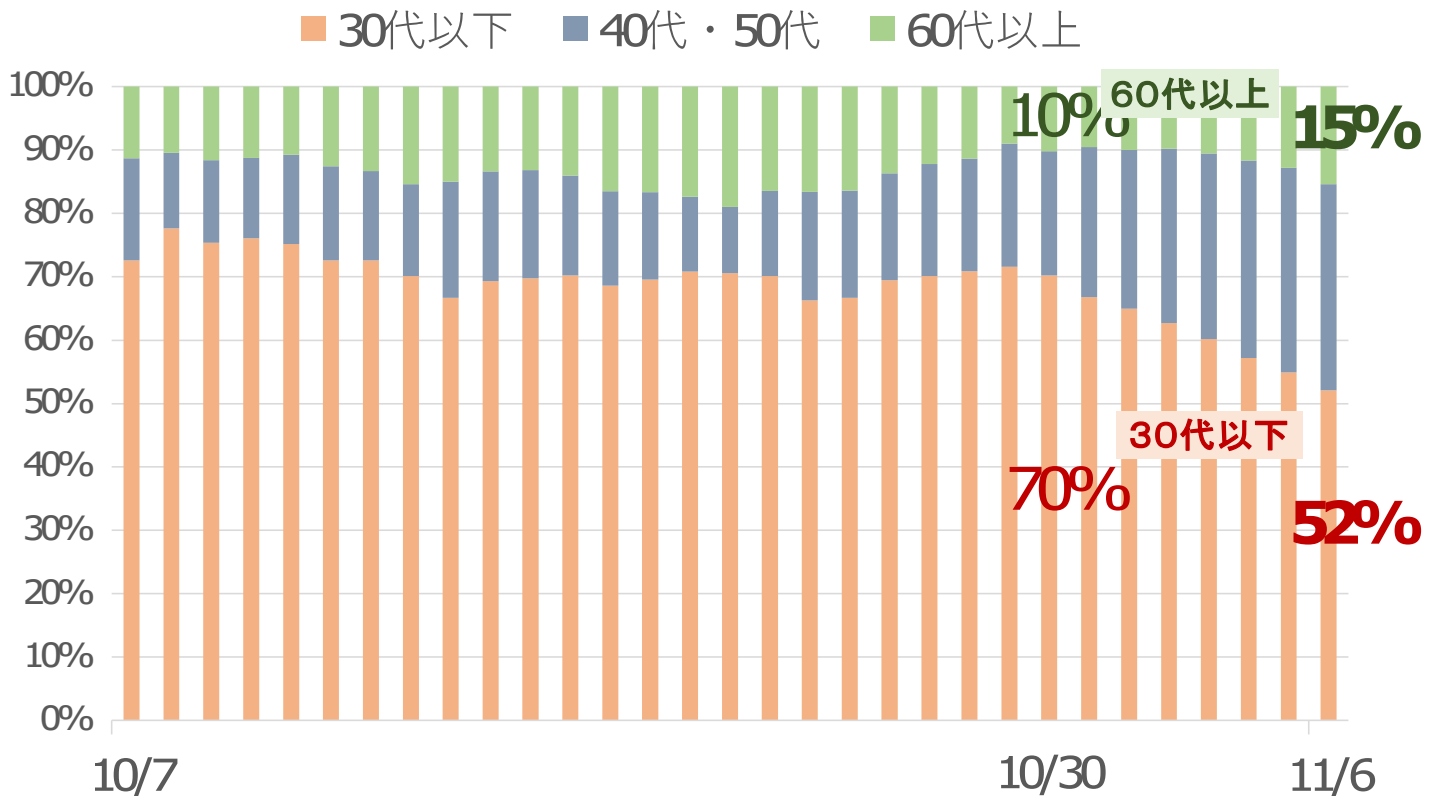
監視体制(指標②)



感染状況(指標③)

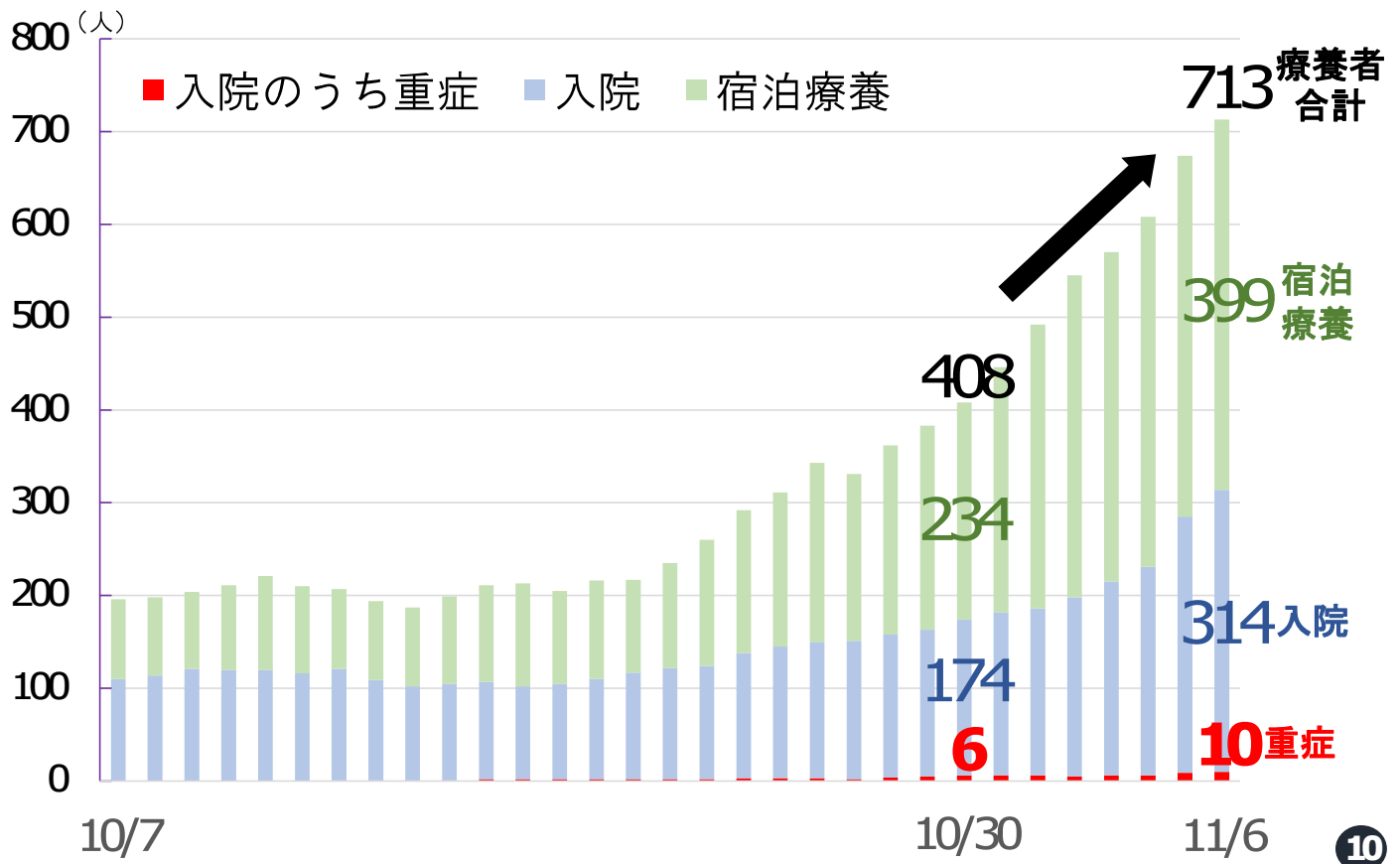


新規感染者の年代別割合



(新規感染者のうち年齢公表分を7日間平均で集計)

療養者の状況(入院と宿泊療養)



地域別の新規感染者数(振興局別)

	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	ツク	オホー	十勝	釧路	根室	その他	合計
10月3日 ~ 10月9日	6	129	9	9	3	0	0	7	1	0	0	1	1	0	16	182	
10月10日 ~ 10月16日	14	89	14	9	21	1	0	4	0	0	0	0	5	0	11	168	
10月17日 ~ 10月23日	1	137	11	1	5	1	0	1	0	1	0	0	28	1	25	212	
10月24日 ~ 10月30日	4	236	5	16	1	1	0	6	0	0	3	6	14	0	60	352	
10月31日 ~ 11月6日	13	466	8	24	4	5	2	20	0	2	5	7	9	0	61	626	

10月以降の道内の集団感染事例

- 接待を伴う飲食店等 25件(229人)
- 学校 4件(53人)
- 事業所等 7件(53人)
- 医療施設・福祉施設 7件(49人)

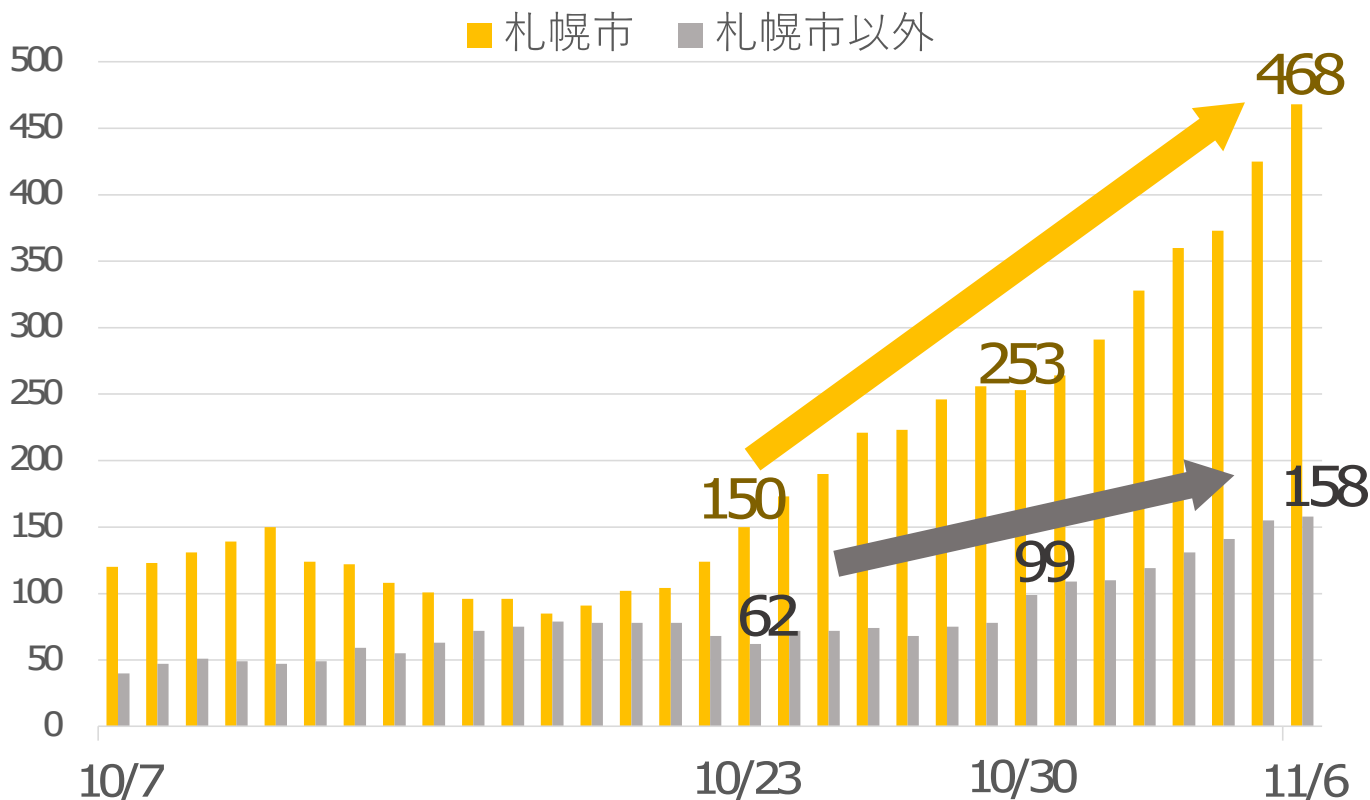
12

感染者の主な行動履歴

- 道外との往来
- 飲酒を伴う会食・会合
- 職場内
- 家庭内

13

地域別新規感染者数(札幌市／札幌市以外)



(7日間合計で集計。「札幌市」には、札幌市が居住地非公表として発表した者を含む。)

新規感染者の推移(直近1週間)

	10/31	11/1	11/2	11/3	11/4	11/5 過去最多	11/6	合計
全道	81	69	96	71	75	119	115	626
札幌市	54	59	83	50	51	93	78	468
札幌市以外	27	10	13	21	24	26	37	158

人口10万人当たりの感染者の状況

	前週 (10/24~10/30)		直近1週間 (10/31~11/6)	
	7日合計	10万人当たり 人数	7日合計	10万人当たり 人数
全道	345	6.50	625	11.78
札幌市	253	12.94	468	23.93
札幌市以外	92	2.75	157	4.69

※道外居住者を除く

16

これまでの集団感染の発生状況

(11月6日現在)

	2月~9月	10月~11月	計
全道	39件 (17件)	43件 (25件)	82件 (41件)
札幌市	25件 (12件)	29件 (20件)	54件 (32件)
札幌市以外	14件 (5件)	14件 (5件)	28件 (9件)

※括弧書きは、「接待を伴う飲食店等」の発生件数

17

「警戒ステージ3」における
感染拡大防止に向けた施策について
(案)

【令和2年11月7日】

集中対策期間

～これ以上の感染拡大を抑え込むため、集中的に取り組む施策～

期 間

令和2年11月7日(土)から令和2年11月27日(金)まで3週間

内 容

特措法第24条第9項に基づく協力要請を行うとともに、更なる感染拡大防止対策を実施

特措法第24条第9項に基づく協力要請等の実施

札幌市内

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

- 特に飲酒を伴う場面などにおける感染リスクを回避する行動の徹底
- 札幌市中央区のうち、南3条西2丁目、南3条西6丁目、南8条西2丁目、南8条西6丁目
に囲まれた区域においては、22時から翌5時まで、酒類を提供する施設（酒類提供時間を5時
から22時までとしている施設を除く）の利用を控える

【札幌市内の事業者の皆様への要請】

- 札幌市中央区のうち、南3条西2丁目、南3条西6丁目、南8条西2丁目、南8条西6丁目
に囲まれた区域における酒類提供を行う施設に対し、営業時間等の短縮
（対象地域、施設、営業時間等は別添のとおり）

道内全域（札幌市内含む）

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

- 発熱や咳があるなど体調が悪い場合に外出を控える
- 飲酒を伴う場面などにおける感染リスクを回避する行動の実践
- マスクの着用など高齢者、基礎疾患を有する方等と接する場合の慎重な行動の実践
- 「新北海道スタイル」の実践を宣言している店舗や施設を選んで利用
- テレワークの推進や時差出勤などの更なる活用
- 国の接触確認アプリ（COCOA）や道のコロナ通知システムの更なる活用

【事業者の皆様への要請】

- 新北海道スタイルなど、感染拡大防止対策の更なる徹底

感染拡大防止対策の更なる強化

■感染者の増加を見越した相談診療検査体制の更なる整備

- ・感染の兆候を把握し検査につなげるため、一般相談窓口の体制強化
- ・発熱患者に対する診療体制等の整備
- ・感染拡大地域における重点的なPCR検査等の実施
- ・集団感染が発生した際の振興局ごとの即応体制の整備や「北海道感染症広域支援チーム」の迅速な編成・派遣
- ・感染者が発生した施設に対する感染予防策の徹底などのアフターフォロー

■普及啓発等の強化

- ・「普及啓発用資料」の活用、出前講座の実施
- ・札幌市内の多くの人を利用する場所での集中的な広報
- ・繁華街でのマスク着用などの個別啓発
- ・新北海道スタイルの実践やテレワークの推進など、企業に対する働きかけ

■ 体調が悪い場合の例

- 発熱や倦怠感、咳、のどの痛み、味覚・嗅覚の異常、筋肉関節の痛み、吐き気がある場合など

■ 感染リスクを回避する行動の例

- 次のような場面において、「マスクを着用する」、「人との距離を取る」「大声を控える」などにより、感染リスクを回避
 1. 飲酒を伴う場面（特に長時間の飲酒）、
 2. 仕事後や休憩時間、
 3. 集団生活、
 4. 激しい呼吸を伴う運動、
 5. 屋外での活動の前後、
 6. 多くの人が集まるイベント等
- 高齢者、基礎疾患を有する方等と接する場合には、「マスクを着用する」「距離を取る」などにより感染リスクの回避

すすきの地区の事業者の皆さまへの協力要請

営業時間の短縮等の協力要請

区域	すすきの地区 (南3条から南8条まで、西2丁目から西6丁目までの区域)
期間	11月7日(土)から11月27日(金)までの3週間 (遅くとも11月11日(水))
対象施設	<ul style="list-style-type: none">○接待を伴う飲食店○酒類提供を行う飲食店○酒類提供を行うカラオケ店○酒類提供を行う料理店・食堂等

対象施設と要請内容

対象施設

接待を伴う飲食店
(キャバレー、ホストクラブ等)

酒類提供を行う飲食店
(バー、ナイトクラブ等)

酒類提供を行うカラオケ店

酒類提供を行う料理店・食堂等
(居酒屋、ラーメン店、そば屋等)



要請内容

営業時間を短縮

営業時間は
「午前5時から午後10時まで」

酒類提供時間を短縮

酒類提供時間は
「午前5時から午後10時まで」

新北海道スタイルに基づく対策を徹底

警戒ステージ3への移行及び対策（道案）に対する主な意見

1 専門家等の意見

- ・急激に感染が拡大しており、札幌を中心に全道広域に広がる兆しが見られることから、早急な対応が求められると考える。警戒ステージを移行することに異論はない。
- ・道のステージ移行の考え方に賛同する。新規感染者数が100人を越え、報道等で市民の心配する様子が紹介されているなど、すすきのエリアを対象とする対策の必要性を感じる。
- ・ステージ3への移行、すすきの対策について了承する。政策の進行状況に応じ、店舗名の公表など適切な情報公開を行うことにより、道民に、どのように行動に気をつけ、協力を得られるようにするのか、そうした対応、工夫が必要である。
- ・札幌等での更なる感染拡大防止策、ステージの引き上げに賛成。ステージ3になると外出自粛、感染拡大地域との往来自粛などについて、Go To トラベルとの関係など道民が混乱しないよう丁寧な説明をお願いしたい。
- ・道の考え方については妥当。今回のステージ引き上げについて、すすきの地区を中心とする札幌市の対応強化のみが着目されてしまうことのないよう、他地域における理解と取組の重要性についても、道民や関係者に十分理解していただけるよう、引き続き配慮をお願いしたい。
- ・感染拡大を防ぐために、営業時間、酒類提供時間の短縮要請はやむを得ないが、感染拡大防止が図られた際には速やかに短縮要請を解除すべきと考える。ステージ3への引き上げについては、妥当。

2 市町村・関係団体の意見

- ・道案について意見はないが、警戒ステージの適用については、全道一律ではなく、地域の実態等により地域別としていただきたい。
- ・警戒ステージの引き上げは、地域経済活動への大きな影響が懸念されるため、道内一律ではなく、三次医療圏ごとの警戒ステージ設定を行っていただきたい。
- ・「危機感や感染防止意識をより一層高める」ことを理由に、施策の内容がステージ2と大差ない地域まで一律ステージ3に引き上げることが、地域の実情に応じた対応とはいえない。陽性者発生のある保健所あるいは医療圏にある市町村単位ごとといった地域の実情に応じた警戒ステージの設定、施策を検討いただきたい。
- ・「感染拡大地域との往来自粛」を追加していただきたい。札幌市は、今、集中的に感染拡大を阻止しなければならない状況であり、特に若者には感染拡大地域に近づかないことをはっきりと伝える必要がある。

- ステージ3への移行に異論はないが、現在、札幌圏（札幌市）の感染者が多い状況であるため、当該地域に対して、もう少し踏み込んだ対策が必要と考える。来店者の滞在時間の短縮・管理の要請も必要と考える。また、ステージ3移行後も感染拡大が止まらない場合は、ステージ4に移行する前に、札幌圏と他地域との往来自粛の要請が必要と考える。
- ステージ3への移行はやむを得ない。札幌との往来に関わる感染が多く、札幌圏に集中的な対策を講じ、道内全体へのまん延拡大を防ぐべきである。
- 北海道が警戒ステージをさらに引き上げた旨のメッセージが全国に発信されることに関して、経済的な影響を最小限にとどめるよう、新北海道スタイルにより感染防止対策を徹底している事業者が多いことを合わせて発信するなど、発信内容を工夫願いたい。
- 今回の措置は妥当と考えるが、対象の事業者にとっては大きな経済的な損失を被る要請であり、積極的な協力を得る意味でも、札幌市と連携した上で、要請する際には事前に支援金・協力金等の仕組みを明示するようお願いしたい。
- 移行は妥当と考えるが、要請対象地区の事業者に対する支援金等の支給など十分な施策をお願いしたい。
- 営業時間短縮要請と酒類提供時間短縮要請の対象施設（居酒屋等）の分けについては、感染リスクの実態を踏まえた上で、案の見直しを検討願いたい。

新型コロナウイルス感染症について

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部（R2.11.7）

1 発生の状況

(1) 道内の発生状況及び検査の状況

■ 検査及び患者の状況（11/6現在）

検査件数	89,907	現在患者	713
陽性累計	3,681	うち現在入院患者	314
陰性確認済累計	2,855	うち宿泊療養施設入所者	399
死亡累計	113		

(2) 国内の発生状況（厚生労働省発表）

11月6日0時までに確認されている感染者は104,782例

入院治療等を要する者7,179名、死亡者は1,806名

2 国などの対応

- (1) 着実な検疫の実施及び強化（全ての航空便において質問票の配布、機内アナウンスの拡大、健康カードの配布等の強化）
- (2) 国内における感染拡大防止に向けた対策の強化（地方自治体、医療機関と連携、地方衛生研究所での検査）
- (3) 国民への情報提供（宿泊施設への周知、国民向けQ & A）
- (4) 2月1日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症（感染症法第6条）及び検疫感染症（検疫法第2条第3項）に指定
- (5) 2月1日、都道府県に対し「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」の設置指示。
- (6) 2月9日、地方衛生研究所における検疫業務（クルーズ船）に関連する検査への協力依頼
- (7) 2月12日、新型コロナウイルス感染症に関する流行地域に浙江省を追加
- (8) 2月13日、無症状病原体保有者の入院を措置対象へ追加
- (9) 2月15日、都道府県に対し「帰国者・接触者相談センター」、「帰国者・接触者外来」の更なる充実について依頼。
- (10) 2月17日、都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、感染症に関する行政検査の対象者を取りまとめた旨通知。
- (11) 2月17日、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について公表。
- (12) 2月18日、無症状病原体保有者の退院及び就業制限の取扱いを変更。
- (13) 2月20日、「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を公表
- (14) 2月20日、職場における拡大防止に向けた取り組みについて、経済団体に要請。
- (15) 2月24日、専門家会議見解（「ここ1～2週間が瀬戸際」）
- (16) 2月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定

- (17) 2月25日、厚生労働省にクラスター対策班を立ち上げ、国立感染症研究所の専門家チームを北海道に派遣（3名）。
- (18) 2月27日、釧路市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣（2名）
- (19) 2月27日、第15回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、首相が全国全ての小学校、中学校、高校、特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休業とすることを要請。
- (20) 2月28日、当本部の感染症対策チームから北見市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣（2名）するとともに、その後任として、北海道に追加派遣（1名）。
- (21) 2月29日、総理緊急記者会見で臨時休校の趣旨説明、所得減少に伴う助成金制度創設などの今年度予備費2,700億円を活用した緊急対応策第2弾のとりまとめを表明。
- (22) 3月1日、第16回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、道内の感染者の広がりが見える市町村住民へのマスク配布のため、国民生活緊急安定措置法に基づくメーカーに対するマスクの国への売り渡しを表明。
- (23) 3月2日、専門家会議見解（「この一両日で明らかになったこと」、「北海道で実施すべき対策」）
- (24) 3月3日、保健師を北海道に派遣（2名）
- (25) 3月3日、厚生労働省が国民生活緊急安定措置法に基づきメーカーに対し、マスクの売渡しを指示。中富良野町及び北見市への優先配布を表明。（3月5日より配布）
- (26) 3月5日、第17回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（中国・韓国からの航空便の到着空港を成田、関空に制限、入国者の14日間の待機要請を表明。（3月9日より適用））
- (27) 3月9日、専門家会議見解（「一定程度持ちこたえている」、「北海道の対策の効果」）
- (28) 3月10日、厚生労働省がせたな町、美瑛町、木古内町、知内町へのマスクの優先配布を表明。（3月12日より配布）
- (29) 3月10日、新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案閣議決定
- (30) 3月10日、第19回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－発表
- (31) 3月11日、WHOがパンデミック（世界的な大流行）を宣言
- (32) 3月13日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立。
- (33) 3月17日、厚生労働省が道内35市町村の介護施設等へのマスクの優先配布を表明。（3月19日より配布）
- (34) 3月18日、第20回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（イタリア、スペイン、スイスの一部、アイスランドからの入国拒否（3月19日から適用）。欧州諸国、イラン、エジプト38カ国からの入国者の14日間の待機要請を表明（3月21日より適用））。
- (35) 3月23日、第22回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（アメリカ合衆国からの入国者の14日間の待機要請を表明（3月26日より適用））。
- (36) 3月26日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置、直ちに、都道府県対策本部を設置するよう通知。
- (37) 3月26日、第23回対策本部で、水際対策を強化（イタリアやスペイン、ドイツなど

ヨーロッパ21か国とイランからの入国拒否と東南アジア、中東、アフリカからの帰国者の14日間の待機要請を表明（3月27日より適用）。

- (38) 3月28日、第24回新型コロナウイルス感染症対策本部で、クラスター対策の強化や爆発的な患者の急増に備えて病床の確保することを盛り込んだ「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定。
- (39) 4月1日、第25回新型コロナウイルス感染症対策本部で水際対策を強化（入国拒否を73の国と地域に拡大（4月3日から適用））。
- (40) 4月7日、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について閣議決定。
- (41) 4月7日、緊急事態宣言。（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県において4月7日から5月6日まで）
- (42) 4月7日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」、「緊急事態の対象都道府県による外出自粛等の協力要請」などを明記。
- (43) 4月11日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、「緊急事態宣言の対象都道府県以外の都道府県が、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛について、強く促す」ことを明記。
- (44) 4月16日、全国に緊急事態宣言。（4月7日に緊急事態宣言が出されている7都府県のほか、新たに北海道を含む40道府県において4月16日から5月6日まで）
- (45) 4月16日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、緊急事態宣言の対象区域を全都道府県に拡大するとともに、「4月7日に緊急事態宣言が出されている東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県のほか、この7都府県と同程度にまん延が進んでいる北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある都道府県を特定警戒都道府県（13都道府県）」として明記。
- (46) 4月18日、札幌市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣
- (47) 4月22日、専門家会議見解（「人との接触を8割減らす、10のポイント」、「都道府県知事等の更なるリーダーシップの発揮」）
- (48) 4月27日、第32回新型コロナウイルス感染症対策本部で水際対策を強化（入国拒否を87の国と地域に拡大（4月29日から適用））。
- (49) 5月1日、専門家会議見解（「感染の状況が厳しい地域では、対策により新規感染者数が一定水準まで低減するまでは、引き続き、「徹底した行動変容の要請」が必要。」）
- (50) 5月4日、政府対策本部において、5月6日までとした緊急事態宣言の期間について、全都道府県を対象に5月31日まで延長することを決定。
- (51) 5月4日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、「特定警戒都道府県」で引き続き接触機会の8割削減などを明記。
- (52) 5月4日、専門家会議見解（「今後の感染拡大が当面起こり難い程度にまで、取組を継続する必要がある」、「医療提供体制については、引き続き体制強化を進めることが重要」、「長期的な対策の継続が市民生活や経済社会に与える影響という観点からの検討も行う体制整備を進めるべき」など）
- (53) 5月8日、「専門家会議提言」を踏まえ、厚生労働省のホームページ上において、可能な範囲で地域ごとのまん延の状況に関する指標等を公表。

- (54) 5月14日、専門家会議見解（「東京都、北海道、大阪府等は未だに警戒が必要な状況が続く」、「緊急事態措置の解除の考え方として感染状況、医療提供体制、検査体制構築などを総合的に判断することが必要」「新しい生活様式の定着、業種別の感染拡大予防のガイドラインの実践、地域のリスク評価に応じた対応が求められる」など）
- (55) 5月14日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、緊急事態宣言の対象区域が変更（一部解除）され、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県が引き続き「特定警戒都道府県」とされた。
- (56) 5月14日、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを公表。
- (57) 5月14日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、各事業者が自主的な取組を実施するにあたって、「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」経済団体などに協力を依頼。
- (58) 5月21日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、緊急事態宣言の対象区域が変更（関西3府県が解除）され、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県が引き続き「特定警戒都道府県」とされた。
- (59) 5月25日、緊急事態解除宣言。
- (60) 5月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、概ね3週間ごとに地域の感染状況等を評価しながら、外出の自粛、イベント等の開催制限や施設の使用制限の要請等について段階的に緩和していく旨を明記。
- (61) 5月29日、専門家会議見解（「次なる波」を見据え、サーベイランス体制の強化、検査体制の強化、クラスター対策、医療提供体制の整備、治療法・治療薬の開発等に取り組むべき」など）。
- (62) 6月18日、現行の水際対策を維持し、追加的な防疫措置を条件とし、ビジネス上必要な人材等の出入国について、例外的な枠を設置。
- (63) 6月19日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、社会経済活動のレベルを一段階引き上げ、都道府県をまたぐ移動の自粛等を緩和。
- (64) 6月19日、WHO「パンデミックが加速。危険な新局面」との認識を表明。
- (65) 6月19日、「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」の利用開始。
- (66) 7月3日、「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」を廃止し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「新型コロナウイルス感染症対策分科会」の設置を決定。
- (67) 7月6日、「新型コロナウイルス感染症対策分科会」を開催。
- (68) 7月16日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第2回）開催。
- (69) 7月22日、観光に関する消費を喚起するため、「Go Toトラベル事業」開始。
- (70) 7月22日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第3回）開催。
- (71) 7月22日、新型コロナウイルス感染症対策本部（第41回）開催。
大規模イベントの開催制限を8月末まで延長することを決定。
- (72) 7月31日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第4回）開催。
- (73) 8月7日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第5回）開催。
- (74) 8月21日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第6回）開催。
- (75) 8月24日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第7回）開催。
大規模イベントの開催制限を9月末まで再延長することを決定。

- (76) 8月28日、新型コロナウイルス感染症対策本部（第42回）開催。
「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」を決定。
- (77) 9月4日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第8回）開催。
- (78) 9月11日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第9回）開催。
大規模イベントの開催制限を9月19日以降一部緩和することを決定。
- (79) 9月25日、新型コロナウイルス感染対策本部（第43回）、分科会（第10回）開催。
- (80) 10月1日、感染予防対策に取り組む飲食店及び、食材を供給する農林漁業者を支援する、「G o T o E a t キャンペーン事業」を本格開始。
- (81) 10月1日、防疫措置を確約できる受け入れ企業等がいることを条件に、原則すべての国・地域における留学、家族滞在等その他の在留資格も対象とし、新規入国を許可。
- (82) 10月15日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第11回）開催。
- (83) 10月19日、各地域で商店街が、率先して地元の良さの発信や地域社会の価値を見直すきっかけとなる取組を行い、地域に活気を取り戻していくことを通じ、商店街の活性化につなげるため、「G o T o 商店街事業」を開始。
- (84) 10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第12回）開催。
- (85) 10月29日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第13回）開催。
- (86) 10月30日、新型コロナウイルス感染対策本部（第44回）開催。

3 道の対応

- (1) 道立保健所を通じ、医療機関へ国の通知に基づき発生時対応を通知。指定感染症としての届出基準、検査対応等について順次周知徹底。
- (2) 新型コロナウイルス検査を道立衛生研究所で実施する体制整備（1月30日から検査可能）
- (3) 道民等の皆様への情報提供、注意喚起
- (ア) ホームページ等により道民の皆様への情報提供
Q & A、休日夜間の電話対応開始
道民向けのリーフレット（相談・受診の目安）を作成
- (イ) 多数の方々が利用する宿泊施設、飲食店、遊技施設等への注意喚起を徹底し、北海道外国人相談センターへの協力を依頼。
1月22日、宿泊施設、関係団体等（宿泊者への対応等）、外国人相談センター
1月23日、観光関係団体等
1月30日、宿泊施設、観光関係団体等（衛生管理等）
1月30日、交通事業者への衛生管理徹底
2月10日、宿泊施設等関係団体、観光関係団体（帰国者・接触者相談センターの周知等）
- (ウ) 保健所等による相談対応
1月30日 休日・夜間の電話対応の開始
- (4) 1月29日、厚生労働省へ「新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望書」提出
- (5) 関係会議の開催状況
1月23日 庁議
1月24日 緊急保健所長会議

1月24日	感染症危機管理対策本部幹事会開催	
1月28日	〃	本部設置、第1回本部会議開催
1月31日	〃	第2回本部会議開催
1月31日	緊急保健所長会議	
2月 7日	感染症危機管理対策本部	第3回本部会議開催
2月14日	〃	第4回本部会議開催
2月19日	〃	第5回本部会議開催
2月21日	〃	第6回本部会議開催
2月25日	〃	第7回本部会議開催
2月28日	〃	第8回本部会議開催
3月 3日	〃	第9回本部会議開催
3月10日	〃	第10回本部会議開催
3月18日	〃	第11回本部会議開催
3月24日	〃	第12回本部会議開催
3月27日	新型コロナウイルス感染症対策本部	第1回本部会議開催
4月 2日	〃	第2回本部会議開催
4月 3日	〃	第3回本部会議開催
4月 7日	〃	第4回本部会議開催
4月12日	〃	第5回本部会議開催
4月17日	〃	第6回本部会議開催
4月20日	〃	第7回本部会議開催
4月24日	〃	第8回本部会議開催
4月30日	〃	第9回本部会議開催
5月 4日	〃	第10回本部会議開催
5月 6日	〃	第11回本部会議開催
5月15日	〃	第12回本部会議開催
5月22日	〃	第13回本部会議開催
5月25日	〃	第14回本部会議開催
5月29日	〃	第15回本部会議開催
6月18日	〃	第16回本部会議開催
7月 9日	〃	第17回本部会議開催
7月17日	〃	第18回本部会議開催
7月27日	〃	第19回本部会議開催
7月31日	〃	第20回本部会議開催
8月 7日	〃	第21回本部会議開催
8月25日	〃	第22回本部会議開催
9月14日	〃	第23回本部会議開催
10月28日	〃	第24回本部会議開催

(6) 2月7日、本庁及び保健所に「帰国者・接触者相談センター」設置、「帰国者・接触者外来」の整備

- (7) 2月25日、保健福祉部長をチーム長とする「新型コロナウイルス感染症対策チーム」を設置。(5班体制：総括班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班)
また、知事による要請のもと、厚生労働省から国立感染症研究所の専門家チームの派遣を受ける。
- (8) 2月26日、知事名で「新型コロナウイルス感染症に対応した学校の臨時休業等の要請について」を发出。
- (9) 2月28日、知事から「新型コロナウイルス緊急事態宣言」を发表、週末(2月29日、3月1日)の外出を控えることを呼びかけ。
- (10) 2月29日、知事から総理に対し「新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望」を提出。
- (11) 3月1日、知事から3月2日以降、「換気が悪く人が大勢集まる場所には行かないこと」、「風邪気味の方は自宅で休んでいただくこと」などについてメッセージ发出。
- (12) 3月2日、本庁の「帰国者・接触者相談センター」の相談時間を24時間化。
- (13) 3月4日、前日までの検査数、陽性者の内訳(死亡、退院、治療中)のホームページでの公表開始。
- (14) 3月4日、北見保健所でPCR検査を開始。
(※旭川市においても、旭川市保健所でPCR検査を開始)
- (15) 3月4日、知事から週末(3月8日、9日)の外出時の注意事項について呼びかけ。
- (16) 3月9日、衛生研究所のPCR検査機器増設(1日80人→140人)。※道全体で180人(道衛生研140、札幌市衛生研20、北見保健所10、旭川市保健所10)
- (17) 3月12日、小樽市保健所及び函館市衛生検査所でPCR検査を開始。※道全体で200人(道衛生研140、札幌市衛生研20、北見保健所10、旭川市保健所10、小樽市保健所10、函館市衛生検査所10)
- (18) 3月12日、知事から週末(3月14日、15日)の外出時の注意事項について呼びかけ。
- (19) 3月18日、知事から緊急事態宣言(2/28~3/19)の終了と新たなステージへの移行、外出時の注意事項について呼びかけ。
- (20) 3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置。
- (21) 3月28日、政府の基本的対処方針の決定を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を決定。
- (22) 3月29日、千葉県内の障害者施設における利用者及び職員の施設内集団感染の発生事例の重大さを踏まえ、改めて社会福祉施設等に対し、施設内における感染拡大防止対策を徹底するよう通知。
- (23) 4月1日、道立施設及び道主催のイベント等再開。
- (24) 4月7日、政府の基本的対処方針の決定を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を改定。
- (25) 4月7日、国の緊急事態宣言を受け、4月8日から5月6日までを「新型コロナウイルス感染症集中対策期間」とすることを発表。
- (26) 4月8日、道の玄関口となる主要な交通拠点において、来道者に対する不要不急の外出自粛などを呼びかけるためチラシを配架。
- (27) 4月9日、相談対応を充実させるため、LINEを活用した相談支援のための公式

アカウントを開設。

- (28) 4月12日、「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「宿泊療養班」を設置し、既存の総括班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班とあわせ6班体制に拡充。
- (29) 4月12日、北海道・札幌市緊急共同宣言を発表。4月14日から5月6日までの間、札幌市内の小・中・高等学校の一斉休業（札幌市からの通学生の割合が高い近隣の高等学校も同様の措置）。この間、不特定多数の人が利用する札幌市内の公共施設を休館。緊急事態宣言地域との往来自粛等。
- (30) 4月13日、「来道者・帰省者・転勤者相談ダイヤル」を開設。
- (31) 4月15日、「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「水際対策班」を新設し、4月15日から19日の5日間、新千歳空港国内線ターミナルの到着客に対し、道として、サーモグラフィーによる体温監視と啓発チラシによる注意喚起を実施。
- (32) 4月16日、政府の基本的対処方針の変更を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を改定。
- (33) 4月17日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第1回）開催（書面）。
- (34) 4月17日、知事から宿泊療養に係る自衛隊への災害派遣要請。
- (35) 4月17日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止のための「北海道」における緊急事態措置を決定。
- (36) 4月20日、北海道における緊急事態措置を改訂し、休業要請の措置などを追加。
- (37) 4月20日、札幌市内における軽症者に係る宿泊療養（宿泊施設は「東横INN札幌すすきの南」（札幌市中央区。））の開始（120名程度）。
- (38) 4月21日、「休業要請相談専用ダイヤル」を開設。
- (39) 4月24日、北海道における緊急事態措置を改訂し、スーパーマーケット、公園等における感染拡大防止の要請（協力依頼）を追加。
- (40) 4月27日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第2回）開催（書面）。
- (41) 4月29日、軽症者について、入院を経ずに宿泊療養を実施。
- (42) 4月30日、宿泊療養施設2棟目（「リッチモンドホテル札幌駅前」）での受入開始（最大140名程度）。
- (43) 4月30日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による「ゴールデンウィーク緊急メッセージ」、「医療機関の皆様への緊急メッセージ」を発表。
- (44) 4月30日、「休業協力・感染リスク低減支援金」の申請受付開始（4月30日～7月31日まで）。
- (45) 5月4日、国の「緊急事態宣言」が延長されたことを踏まえ、5月10日（日）まで休館としている道立施設について、5月15日（金）まで休館を延長することを発表。
- (46) 5月6日、国の「緊急事態宣言」が延長されたことを踏まえ、北海道における緊急事態措置を5月31日まで延長。
- (47) 5月8日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による緊急メッセージ第2弾を発表。
- (48) 5月8日、宿泊療養施設3棟目（「アパホテル&リゾート札幌」）での受入開始（最大670名程度）。
- (49) 5月8日、感染拡大の影響により、経済的に困窮する学生や離職を余儀なくされた

- 方々への臨時的な就労機会を確保するため、道の会計年度任用職員の募集を開始。
- (50) 5月8日、高齢者などの社会福祉施設における感染拡大防止対策を行うため「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「福祉施設支援班」を設置。
 - (51) 5月13日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する今後の基本的考え方」を発表。
 - (52) 5月14日、雇用調整助成金「申請サポート窓口」を開設。
 - (53) 5月14日、「持続化給付金サポート窓口」を開設。
 - (54) 5月15日、北海道における緊急事態措置を改訂し、石狩振興局管内を除く地域について休業要請の一部を解除。
 - (55) 5月15日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による緊急メッセージ第3弾を発表。
 - (56) 5月21日、「道立施設の再開に向けた感染防止対策の指針」を策定
 - (57) 5月22日、北海道における緊急事態措置を改訂し、5月25日以降の休業要請対象施設の一部を解除。
 - (58) 5月22日、宿泊療養施設「アパホテル&リゾート札幌」の一部を、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「臨時の医療施設」として位置づけ。
 - (59) 5月25日、緊急事態宣言の解除を受け、「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止に向けた「北海道」における取組を発表。
 - (60) 5月29日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」を策定。
 - (61) 5月29日、「北海道コロナ通知システム」の運用開始。
 - (62) 5月29日、「経営持続化臨時特別支援金」の申請受付開始（支援金A～令和2年8月31日まで、支援金B～令和3年1月31日まで）。
 - (63) 6月1日、全ての施設の休業要請を解除、外出自粛、イベント開催制限の段階的緩和を開始（ステップ1：6月1日～6月18日）。
 - (64) 6月16日、胆振総合振興局管内における新型コロナウイルス感染症に係る注意を促す「呼びかけ」（新型コロナウイルス注意報の発令）の実施（6月16日～7月6日）。
 - (65) 6月19日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」に基づき、「ステップ2」に移行。
 - (66) 6月19日、石狩振興局管内における「呼びかけ」の実施（6月19日～7月5日）。
 - (67) 6月30日、3棟の宿泊療養施設うち、「東横INN札幌すすきの南」（札幌市中央区）の契約期間が終了。
 - (68) 7月1日、「観光誘客促進道民割引事業（どうみん割）」開始
 - (69) 7月5日、石狩振興局管内における「呼びかけ」の実施期間を延長（～7月22日）。
 - (70) 7月6日、胆振総合振興局管内における「呼びかけ」を解除（6月16日～7月6日）。
 - (71) 7月9日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第3回）開催（書面）。
 - (72) 7月10日、新型コロナウイルス感染症対策の取組を中長期的な視点で総合的に推進するため、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部に新たに副知事をトップとする対策本部指揮室を設置。
 - (73) 7月16日、すすきの地区で発生した集団感染の早期収束に向け、札幌市と連携して合同の対策チームを設置することについて合意。
 - (74) 7月17日、「札幌市・北海道合同感染症対策チーム」設置。
 - (75) 7月21日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第4回）開催。

- (76) 7月22日、石狩振興局管内における「呼びかけ」の実施期間を延長（～8月11日）。
 - (77) 7月23日、札幌市と合同で「すすきの地区臨時PCR検査センター」設置。
 - (78) 7月27日、イベント等の開催制限について、8月末まで5000人以下、収容率50%の制限を維持することを決定。
 - (79) 7月30日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（第1回）開催。
 - (80) 8月6日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（第2回）開催。
 - (81) 8月7日、上川総合振興局管内における「呼びかけ」の実施（8月7日～8月27日）。
 - (82) 8月11日、石狩振興局管内における「呼びかけ」の実施期間を延長（～8月31日）。
 - (83) 8月20日、後志総合振興局管内における「呼びかけ」の実施。
 - (84) 8月24日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（第3回）開催。
 - (85) 8月27日、イベント等の開催制限について、9月末まで5000人以下、収容率50%の制限を維持することを決定。
 - (86) 8月28日、十勝総合振興局管内における「注意喚起」の実施（8月28日～9月10日）。
 - (87) 9月1日、石狩振興局管内における「注意喚起」の実施。
 - (88) 9月1日、日高振興局管内における「注意喚起」の実施。
 - (89) 9月2日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（第4回）開催。
 - (90) 9月7日、「北海道における新型コロナウイルス感染症対策に関する検証中間取りまとめ」を決定。
 - (91) 9月14日、イベントの開催制限について、9月19日から11月末まで、イベントの種類に応じて利用人数の上限値と、その収容率を緩和することを決定。
 - (92) 9月16日、「北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター」開設。
 - (93) 9月30日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第5回）開催（書面）。
 - (94) 10月1日、感染状況や観光客等の増加が見込まれることを受け、すすきの地区の飲食店・遊興施設等に注意喚起文書を道・札幌市の連携により配布。
 - (95) 10月16日、「新型コロナウイルス人権相談窓口」開設。
 - (96) 10月20日、「どうみん割ぷらす離島特例（りとうぷらす）」開始。
 - (97) 10月26日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第6回）開催。
 - (98) 11月6日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第7回）開催（書面）。
-

道独自の「警戒ステージ3」への移行について

道では国の分科会提言の4区分を基本とし、早めの対策を講じるため5段階の警戒ステージを設定。このたび、国のステージⅡ相当にあたる道独自のステージ3に移行。

国	I	II	III	IV	
道	1	2	3	4	5

感染状況

- ・ 道内全体では、11月5日に道独自の警戒ステージの7指標のうち、6指標で基準を超えるなど、感染が急速に拡大。
- ・ 特に、札幌市では、すすきの地区で集団感染が多発するなど、感染者が急増。

集中対策期間のポイント<期間11/7-11/27>

- ◎急激に感染拡大している**札幌市内の対策を強化**
- ◎不要不急の外出自粛といった一律の要請ではなく、感染拡大の要因を踏まえて**エリアや業態を絞った要請**

【背景】 札幌市は道内の新規感染者の7割を占め、急増の主要因がすすきの地区の酒類を提供する飲食店等における感染拡大。

札幌市内

- 札幌市内での**飲酒を伴う場面などでは、感染リスクを回避する行動の徹底**

**長時間の飲酒を避ける、大声で話さない
食事中以外はマスクを着用する**

- **すすきの地区**(※)では、**22時から翌5時までの間**
(※)札幌市中央区のうち、南3条西2丁目、南3条西6丁目、南8条西2丁目、南8条西6丁目に囲まれた区域
 - ・ **道民及び道内に滞在している皆様は、酒類を提供する施設**（酒類提供時間を5時から22時までとしている施設を除く）**の利用を控える**
 - ・ 酒類提供を行う**飲食店などの事業者の皆様は、営業時間等の短縮**（準備期間を考慮し、遅くとも11月11日（水）から）

道内全体（札幌含む）

- **「新北海道スタイル」の実践店舗・施設を利用**
- **飲酒を伴う場面などにおける感染リスクを回避する行動を
実践** など